

## 仕 様 書 (案)

### 1 件名

文京区立小・中学校外国人英語指導助手(A L T)の派遣

### 2 目的

文京区立小・中学校のそれぞれの学年段階に応じた国際理解教育や英語科教育の一層の充実に寄与する。小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験的活動を通して、児童が英語に触れたり、外国の文化に親しんだりすることができるようにすること、また、中学校においては、主として生徒が将来実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的とする。

### 3 対象

区立小学校：第1学年から第6学年までの全学級

区立中学校：第1学年から第3学年までの全学級

### 4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 就業場所（実施校）及び年間配置日数等

#### (1) 履行場所（実施校）

小学校 20校

中学校 10校

別紙（実施校一覧）のとおり

#### (2) 年間配置日数（予定）

小学校

中学校

別紙（実施校・指導回数等予定一覧）のとおり

なお、配置校によっては、同一日に複数名の派遣を行うこともある。

### 6 就業日時

(1) 毎週月曜日から金曜日までのうち、事業執行担当課又は配置校が指定する日とする。ただし、学校行事等の関係で土曜日、日曜日及び祝日に授業や行事等がある場合は、出勤を命じられることもある。その場合は、勤務日の振替で対応すること。

(2) 1日の就業時間は基本時間型（1日6時間）又は長時間型（7時間15分）とする。

(3) 勤務時間は午前8時00分から午後4時45分までの間で、配置校と協議のうえ、決定するものとする。

(4) 休憩時間は、就業時間とは別に勤務時間中の連続する45分とする。

(5) 配置校において行事等の都合により就業日を変更したい場合、配置校は予め受託者に通知する。

## 7 実施日

別途、事業執行担当課及び配置校と協議の上、日数の範囲内で派遣日を決定する。

なお、予測し難い事業による授業時間の変更または指導員の病気等が生じたときは、受託者は、配置校の担当職員と協議し、代替者の派遣や指導日の変更等適切な措置を行う。

## 8 派遣するALTの条件

- (1) 英語を母語とし、外国の大学以上の教育機関を卒業した者又は外国の大学の在學生で適切なビザにより日本に招聘された者
- (2) 日本国内で働くための就労ビザ等を保有する者
- (3) 小・中学校での英語に関する教育活動における教授活動の経験がある者
- (4) 派遣元における一定の研修を修了した者
- (5) 配置校の指導計画を理解し、指導できる者

## 9 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

### (1)受託者の行う業務

- ア ALTの採用及び配置に関すること
- イ 事業執行担当課や配置校との連絡調整
- ウ ALTの業務遂行状況の把握及び評価、監督
- エ ALTに対する業務遂行に必要となる研修の実施（研修に要する費用については、受託者の負担とする。）
- オ ALTに係る配置校からの要望や苦情等への対応
- カ ALTへの指導方法等の助言、教材の準備や作成に係る支援
- キ ALTの勤怠管理及び欠勤や遅刻等がある場合の事業執行担当課や配置校への事前連絡
- ク 配置校がALTに依頼する会議、行事等への参加及び支援
- ケ 文京区担当のコーディネーターの選任
- コ ALTに対し、就業前に健康診断を受けさせ、派遣就業に適する健康状態の者を派遣すること
- サ 児童・生徒への指導の連続性、継続性を保持する必要があることから、配置校に派遣期間を通じた同一人物の派遣に努めること
- シ 年1回の教職員向けALT派遣業務説明会の実施
- ス ALTが実施する英語指導に関する研修の参加及び支援
- セ その他業務遂行に当たって必要な事務に関すること

### (2)ALTの行う業務

- ア 各学校に対して、英語指導業務を行う。
  - ① 外国語指導員による英語指導業務
  - ② 外国語、外国語活動及び英語の授業において使用する教材の開発及び提供
  - ③ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案
  - ④ 国際理解教育及び英語の授業における担当教員等との英語会話の実演、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション及びアセスメントの実施

- ⑤ 異文化理解及び異文化間コミュニケーションに係るレクチャーの実施
- ⑥ 英語理解度測定テスト及び英語力測定テストの実施、採点及び結果の提出
- ⑦ 家庭学習において使用する教材の作成
- ⑧ 指導方法等の研修会への参加
- ⑨ 指導内容や指導方法について、教員との事前・事後の打合せ

イ 各学校に対して、行事等における支援を行う。

- ① スピーチコンテスト、スピーキングテストにおける判定、助言及び指導
- ② 小・中学校の主催する文化祭、体育祭等学校行事等における児童・生徒との交流、英語指導等
- ③ 小・中学校の主催するクラブ活動における児童・生徒との交流、英語指導等
- ④ 給食、授業間の休み時間及び放課後等における児童・生徒との交流、英語指導等

ウ 各校の教職員に対する英語指導に関する研修の実施

- ① 教職員に対する英語研修会による指導
- ② 教職員に対する有効な教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供
- ③ 教職員に対する効果的な授業実践に関する支援及び情報提供

エ その他業務遂行に当たって必要な事務に関すること

## 10 ALTの変更

ALTが業務の遂行に当たり、著しく不適切と認められる場合は、事業執行担当課はその者の変更を要求することができる。

## 11 支払方法

各月の検査合格後、受託者の請求書に基づき支払うものとする。

## 12 区立幼稚園・幼稚園型認定こども園への派遣

英語で遊び、触れ合う体験をすることを目的とし、区立幼稚園・幼稚園型認定こども園の3歳次から5歳次の全学級（又は希望する学級）に対する英語指導業務と支援を行う。

なお、区立幼稚園・幼稚園型認定こども園への派遣委託については別途契約を締結する。

## 13 秘密の保持

本契約の履行に当たり、業務上知り得た秘密等は、これを第三者に漏らしてはならない。

なお、この義務は本契約終了後も継続する。

## 14 その他

- (1) 交通費、給食費及び指導に必要なカリキュラム準備費、補助教材費、テキスト等諸経費は、派遣料に含めること。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、区契約事務担当と協議の上決定すること。
- (3) (2)に関することを除く契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (4) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (5) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (6) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (11) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書とともに区契約事務担当に提出すること。

#### 15 連絡先

契約事務担当	総務部契約管財課契約係	電 話	03-5803-1150
事業執行担当者	教育推進部教育指導課	指導主事	上野 義博
		事務担当	西澤 春佳
		電 話	03-5803-1300